

お客様 各位

Jトラストグローバル証券株式会社

「約款・規定集」改訂のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび下記のとおり「約款・規定集」について改訂を行います。

改訂の背景は、次のとおりです。

① 営業部門の再編に伴い現行の「オールアクセス取引」の名称を2026年1月13日で廃止します。

※ メインの取引チャンネルにインターネット取引サービスを追加することができます。

詳細は営業店まで問い合わせください。

※ 営業部門の再編についてはHPにてご案内いたしております。

<https://www.jtg-sec.co.jp/branch/reorganization.htm>

改訂内容は、下記新旧対照表をご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、お取引のある営業部店までご連絡ください。

今後も引き続きJトラストグローバル証券株式会社をお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

新	旧
<p>1、総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（お客様が取引等に係る代理人を指定されている場合は当該代理人を含みます。以下、この約款・規定集において同じ。）がJトラストグローバル証券株式会社（以下、この約款・規定集において「当社」といいます。）で行われる、インターネット、コールセンター、対面営業部店を利用した証券取引・証券情報サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです</p> <p style="text-align: center;">第2章 注文の受託等</p> <p>(前受制)</p> <p>第12条 原則として、お客様は買付余力の範囲内で買注文を出すことができます。</p> <p>2 お客様の口座において受渡日現在で現金となることが確定している金額以上の買注文を出すためには、不足する金額を発注以前に口座にご入金いただくものとします。なお、現金の口座への入金の確認は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。</p> <p>3 お客様は、売注文を出すに先立ち、あらかじめ売付有価証券を当社に預託するものとします。なお、有価証券の預託の確認は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。</p> <p>4 なんらかの理由により不足金（手数料その他の費用および税金等に関するものも含む）が生じた場合、お客様は受渡日までに当社が確認できるように不足金を入金するものとします。上記において所定の日時まで不足金の差入れが無い場合、当社はお客様に通知することなく、お預りしている有価証券を任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>5 インターネット取引については完全前受制となります。</p> <p>(注文執行状況および約定状況の確認)</p> <p>第23条 お客様が本サービスを利用して行った取引注文の執行状況・約定状況（以下、この約款において「約定状況等」といいます。）は、取扱い営業部店にご照会いただき、確認することができます。</p> <p>2 インターネット取引をご利用して行った取引の約定状況等は、お取引画面にて確認することができます。</p> <p>3 約定状況等の確認は、原則として前二項により行っていただくものとして、FAX および電子メールによる照会はお受けしません。</p> <p>12、電子交付に関する取引規定</p> <p>(電子交付の承諾)</p> <p>第3条 お客様は、インターネット取引の口座開設時に、本規定の内容をご確認いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。</p>	<p>1、総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（お客様が取引等に係る代理人を指定されている場合は当該代理人を含みます。以下、この約款・規定集において同じ。）がJトラストグローバル証券株式会社（以下、この約款・規定集において「当社」といいます。）で行われる、インターネット、コールセンター、対面営業部店および<u>オールアクセス</u>を利用した証券取引・証券情報サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです</p> <p style="text-align: center;">第2章 注文の受託等</p> <p>(前受制)</p> <p>第12条 原則として、お客様は買付余力の範囲内で買注文を出すことができます。</p> <p>2 お客様の口座において受渡日現在で現金となることが確定している金額以上の買注文を出すためには、不足する金額を発注以前に口座にご入金いただくものとします。なお、現金の口座への入金の確認は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。</p> <p>3 お客様は、売注文を出すに先立ち、あらかじめ売付有価証券を当社に預託するものとします。なお、有価証券の預託の確認は、当社がこれを受領し、所定の手続きを終了した時点とします。</p> <p>4 なんらかの理由により不足金（手数料その他の費用および税金等に関するものも含む）が生じた場合、お客様は受渡日までに当社が確認できるように不足金を入金するものとします。上記において所定の日時まで不足金の差入れが無い場合、当社はお客様に通知することなく、お預りしている有価証券を任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>5 インターネット取引および<u>オールアクセス取引</u>については完全前受制となります。</p> <p>(注文執行状況および約定状況の確認)</p> <p>第23条 お客様が本サービスを利用して行った取引注文の執行状況・約定状況（以下、この約款において「約定状況等」といいます。）は、取扱い営業部店にご照会いただき、確認することができます。</p> <p>2 インターネット取引および<u>オールアクセス取引</u>をご利用して行った取引の約定状況等は、お取引画面にて確認することができます。</p> <p>3 約定状況等の確認は、原則として前二項により行っていただくものとして、FAX および電子メールによる照会はお受けしません。</p> <p>12、電子交付に関する取引規定</p> <p>(電子交付の承諾)</p> <p>第3条 お客様は、インターネット取引および<u>オールアクセス取引</u>の口座開設時に、本規定の内容をご確認いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。</p>